



確定申告で払いすぎた税金は取り戻しましょう  
—税の申告は介護サービスの負担を減らすこともできます

今年ももうすぐ終わります。

ご自宅で身内の介護を日々行っている方々は心身の負担だけでなく経済的にも大きな負担がのしかかっています。

その負担を乗り越えてここまでおすごしになったみなさん、来年もその負担を乗り越えなくてははいけません。

来年は今年よりも経済的負担を減らせる事ができたら、それを用いて介護にさらに費用をかけることもできます。もしくは同等のサービスを経済的な負担を軽減して続ける事も考えられます。

#### 医療費控除

医療費控除の対象になる金額は、支払った医療費から保険金などで補填された額と10万円を引いた額となり、上限が200万円となります。ただし、総所得が200万円以下の人の場合には、10万円の代わりに総所得の5%を引いた額となります。

これは年間に支出した医療費や介護費用などが対象です。介護費用には医療系サービスに併せ利用した身体介護のホームヘルパーやデイサービスも対象ですし、オムツの費用も対象です。

#### 身体障害者控除

もうひとつは「身体障害者控除」です。

「でも、わたしのところは身体障害者の認定を受けてないから」とあきらめないでください。

実は要介護認定を受けている方は市町村の認定で身体障害者手帳を所持していても障害者控除を受ける事が可能なのです。

不可解なのはその判断基準は国が示したのではなくお住まいの自治体が決めているのです。長岡京市と大山崎町の基準を一部紹介します。

判断は要介護認定に用いる「主治医意見書」及び「認定調査票」の記載事項の重い方で判断するとあります。

その判定に用いられるのは日常生活自立度です。たとえば認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲa」以上、若しくは障害高齢者の日常生活自立度が「B1」以上は「特別障害者」と認定されます。すると控除額は40万円、「同居特別障害者」ならば75万円です。

この制度を使って一挙に非課税世帯となることもあります。

#### 税金が減るだけじゃない控除の恩恵

確定申告を行う事で課税世帯が非課税になることもあります。

それだけではなく課税額が変わることで行政の行う高齢者施策が対象になったり、その費用負担が減ることや医療費の負担や介護サービスの負担上限が低くなることもあります。

少しの手間はかかっても一年間の経済的負担を減らせる精度ですのでご検討下さい。



#### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 利用者のみなさんへお願い

●サービス利用中は可能な限りサービスご利用の方もマスクの着用をお願いします。

●利用者、同居の家族のかたの体調不良(発熱など)はあらかじめきょうと福祉倶楽部までご連絡ください。



有限会社 おとくに福祉研究所  
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824  
長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東山101号  
TEL 075-958-2560 FAX 075-957-2808  
E-mail info@fukushi-club.com